

関自整第525号の2
令和4年10月20日

一般社団法人 埼玉県トラック協会 会長 殿

関東運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について (協力依頼)

標記について、自動車局整備課長より別添(令和4年9月30日付、国自整第153号の3)のとおり通知があり、大型自動車メーカー(4社)より大型車の使用者に対して通知を行う旨の連絡がありましたので、貴会におかれましても本取組の実施にご理解いただき、大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施にご協力頂きますよう、貴会傘下会員への周知方、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス